

平成30年 3月30日

ニセコ町長 片山 健也 様

ニセコ町水道審議会委員長 松井 佳彦

ニセコ町水道事業の運営に関する諸課題について（答申）

平成29年9月1日の第1回水道審議会において諮問されました水道事業運営に関する事項について、次のとおり答申します。

記

(1) 水道料金および料金体系の見直し

本審議会においては、今後10年間で更新を優先すべき施設の洗い出しを行うとともに、現在の水道事業の収支状況を分析し水道事業全体として必要な更新経費を算出し、水道料金算定要領に基づいて経営収支の試算を行いました。その結果、水道料金総収入を約20%増加させることの必要性が明らかとなりました。すなわちニセコ町では、老朽化が進む水道施設の更新経費の確保が緊急の課題であることに加えて、現在の水道料金収入では維持管理経費の確保でさえ困難であるといえます。

さらに、現在導入している『用途別料金体系』は、使用実態と登録用途が一致しない事例もあるなどの課題が見られることから、区分がより明確な形で使用者に相応の負担をしてもらう『口径別料金体系』への変更が必要であるとの判断に至りました。さらに、『口径別料金体系』について具体的な複数の料金体系案を試算・検討し、別紙のとおり料金体系案を選定しました。一方、『用途別料金体系』から『口径別料金体系』への料金体系の変更に伴っては、一部用途の使用者においては極端な水道料金の増加が発生します。そこで、そのような用途の使用者に対しては、激変緩和措置として各産業支援対策を並行して導入すべきと考えます。

今回の料金改定案は基本料金と従量料金の割合を約『3対7』と試算しておりますが、将来における料金体系の在り方として、『水道を使用する人、全てで水道事業を支える』という考えに基づき、固定費と変動費の実際の割合を踏まえて、将来的に基本料金と従量料金の割合を『5対5』に近づけるよう留意すべきと考えます。

(2) 将来の水道事業運営体制の検討

水道事業収入が今後、減少する中で将来に向けて管理レベルを維持したまま継続的に

事業運営を進めていくためには、水道事業運営体制の検討に際して、民間事業者との連携をどこまで進めるのかという事について合わせて検討しなければならないと考えます。

一般的には、民間事業者との連携によって『人件費の削減』と『管理レベルの高度化・継続性の維持』が期待できるとされています。しかしながら、ニセコ町の水道事業運営の現状等を分析した結果、本町ではすでに施設管理の技術的業務は民間事業者へ委託されており、水道専門の事務担当者は1名であり、技術分野は他業務を兼務する管理職が対応しているのが実情であることから、官民連携効果のうち人件費の削減効果はほとんど期待できず、導入による主な効果は『管理レベルの高度化・継続性の維持』といえます。また、民間事業者への委託範囲の拡大をさらに進めるに際しても、現段階では事務業務を委ねるための施設や体制が整っていないことが明らかとなっています。また『(1)水道料金および料金体系の見直し』で示したとおり、現段階で水道経営収支が磐石でない中、新たな運営体制にかかる委託料や体制整備にかかる経費の捻出は困難であると考えられます。

最も民間事業者の関与が大きくなる第3者委託契約方式や運営自体を民間事業者に移譲するコンセッション方式の導入は、これまでの業務委託と比較して一層の経費増加が見込まれます。また、一度民間事業者へ委託した委託範囲を、再度町の直営事業へ戻すことになった場合は、町の人員体制を再整備するだけに留まらず、技術・知識を改めて一から構築しなければならない、多大な労力と大きな障害が発生することになります。このように、委託範囲の拡大には上記の点も懸念事項として挙げられます。

以上の事から、ニセコ町への財政負担を最小限にとどめ、健全で持続的に事業を進めていくためには、当面の間、可能な範囲での包括委託による運営を行い、継続的に『管理レベルの維持と民間委託に伴う経費負担とのバランス』を勘案しながら、町に相応しい運営体制を検討する必要があると提言します。

また、将来どのような事業運営体制を選択するにしても、民間事業者との連携において水道技術・知識・経験の能力を十分に備えた町職員の存在は不可欠であることから、最適な水道専門職員の育成・配置は、これまでと同様、計画的に進める必要があります。同時に、「ニセコ町の飲み水の公的な供給事業であるニセコ町水道事業は町民全員で責任を持って守っていく」という理念の下、水道事業運営体制の維持を継続していくよう努めるべきです。

(3) 水道接続料制度導入の検討

町内全域を対象とした新規の接続に対する新たな負担制度として、水道接続料制度を検討しました。まず、水道接続料制度を導入するにあたっては、料金を負担する利用者に対して、料金の算定根拠や料金の使途に対しての明確な説明が求められると考えます。このとき、水道接続料算定の基本的な考え方は、一定の範囲へ新たに水道施設を整備するための必要経費を基としており、その経費を新たな使用者に負担してもらうことにあります。したがって水道接続料制度を導入するにあたっては、町内全域にわたる詳細な開発事業及び拡張事業に基づく経費の積み上げが必要となりますが、審議会開催期間では、必要経費の算出には至りませんでした。

一方、一般的な住居等の新規接続による施設整備費にかかる経費は、今回検討してい

る水道使用料改定の中で将来必要となる運営経費として含めて算出し、水道料金として徴収する方が適切と考えられます。したがって、一般的な規模の住宅などに対する水道接続料制度の導入については、新たな負荷を水道使用者に課すための明確な理由や積算基準が整理できるまでは制度を導入すべきではないと考えます。

ただし、大規模な開発事業などがあり、その開発の影響による施設増強の必要経費が算定可能な場合には、経費の一部を負担してもらう制度を導入することの可否について、町として継続した検討が必要です。